

令和 5 年 2 月  
警 察 庁  
共 管 各 省 庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 4 年 11 月 25 日から同年 12 月 24 日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、1 件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 4 年 11 月 25 日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	1 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵 送	0 件

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について**

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>戸籍の附票を本人確認書類の一つとするのは特段に反対ではないが、しかし戸籍の謄本又は抄本についてが削除されているのはとても腑に落ちない（戸籍の謄本や抄本は本人確認書類として有効となるものと思われる。）。</p> <p>戸籍の謄本又は抄本（ただし抄本の場合はその内容についての規定が必要と思われる。）について本人確認書類として使用可能とする内容については残し、加えて戸籍の附票についても本人確認書類として有効とする、という内容にすべきと考える。</p>	<p>戸籍の謄本又は抄本には、氏名及び生年月日（出生の年月日）があるものの、住居の記載がありません（戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条）。そのため、これを戸籍の附票の写しと切り離して単独で本人確認書類とすることは妥当ではないと考えております。</p>